書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第４６０号
最後の住所岐阜市金町５丁目28番地
破産者　被相続人亡大平照二相続財産
異議申述期間　平成24年１月10日まで
平成23年12月７日　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３５３号
熊本市神水２丁目６番３号
破産者　直野　辰彦
異議申述期間　平成24年２月１日まで
平成23年12月７日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１７８号
福岡県田川郡福智町弁城3593番地の７
破産者　宝栄産業運輸有限会社
異議申述期間　平成24年２月７日まで
平成23年12月７日　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１１０号
宮崎県延岡市桜園町34番地
破産者　緒方　晴久
異議申述期間　平成24年２月７日まで
平成23年12月７日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第６８号
名古屋市中村区名西通１丁目２番地
清算株式会社　タケヤマ不動産株式会社
代表清算人　竹山　佳伸
１　決定年月日　平成23年12月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０３５号
東京都千代田区丸の内１丁目６番５号
清算株式会社　ＳＣ５９株式会社
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第１００１号
広島市西区草津港１丁目11番１号
清算株式会社　株式会社フレッシュ石井
清算人　石井ユキコ
１　決定年月日　平成23年12月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　共益債権及び優先債権
特別清算会社は、特別清算債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、裁判所の定める清算人報酬、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権、国税徴収法又はその他国税徴収法の例により徴収することを得べき請求権等の優先債権の全額を、随時、弁済する。
第２　協定債権
１　定義
本協定による協定債権とは、共益債権、優先債権に該当しない債権のうち、平成23年２月25日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権をいう。
各特別清算債権者の協定債権の金額は、別紙協定債権目録記載の債権額と確定する。
２　協定債権への弁済
特別清算会社は、各特別清算債権者に対し、協定債権の2.8054767パーセントを、本協定認可決定確定後１か月以内に支払う。
各特別清算債権者の弁済金額は、別紙協定債権目録記載の弁済額と確定する。
３　債務免除
各特別清算債権者は、前項の弁済を受けたときは、弁済後に残っている協定債権について、債務の全額を免除する。
各特別清算債権者の債務免除額は、別紙協定債権目録記載の債務免除額と確定する。
第３　劣後債権
１　定義
本協定による劣後債権とは、共益債権、優先債権に該当しない債権のうち、平成23年２月26日（特別清算開始決定日の翌日）以後の原因に基づいて発生した債権をいう。
２　劣後債権について債務の免除
各特別清算債権者は、本協定認可決定確定時に、劣後債権について、債務の全額を免除する。
第４　残余財産の処理
前期第２の２の弁済を行った後に、公租公課その他の共益債権及び優先債権を支払った上で、特別清算会社に資産が残存する場合、又は、新たに資産が発見された場合、清算人は、直ちに、各特別清算債権者に対し、当該資産を、別紙協定債権目録記載の債権額の割合に応じて弁済する。
この場合、各特別清算債権者が、上記第２の３で行った債務免除は、新たになされた弁済の限度でその効力を失う。
第５　弁済の方法
１　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権者が指定する銀行口座に振込む方法によって実施する。この場合の振込手数料は、特別清算会社の負担とする。
ただし、本協定における弁済額が、振込手数料と比較して少額の場合には、振込む方法に代えて、郵券を送付する方法により実施する。
２　割合弁済による端数の処理
各特別清算債権者に対する弁済額を計算する過程で生じる１円未満の端数は、これを切り捨てる。
（別紙省略）
広島地方裁判所民事第４部

更生計画認可

平成２１年（ミ）第１号
静岡市清水区三保491番地の１
更生会社　株式会社カナサシ重工
１　決定年月日　平成23年11月30日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の概要（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済及び納付の方法
第１節　工場財団及び不動産を目的とする担保権に係る更生担保権
（確定債権）
３件　889,914,032円
別表８－１
（債権者数）　３名
【別表８－１更生担保権弁済計画表（工場財団・厚生施設・カナサシ會舘）】記載の工場財団及び不動産を目的とする担保権に係る更生担保権は、その確定更生担保権額を同表記載のとおり分割弁済する。
第２節　７号200トンジブクレーンを目的とする担保権に係る更生担保権
（確定債権）
５件　143,496,687円
別表８－２
（債権者数）　５名
【別表８－２更生担保権弁済計画表（７号200トン・ジブクレーン）】記載のクレーンを目的とする担保権に係る更生担保権は、その確定更生担保権額を同表記載のとおり分割弁済する。
第３節　集合物動産譲渡担保権に係る更生担保権
（確定債権）
１件　273,444,652円
別表８－３
（債権者数）　１名
【別表８－３更生担保権弁済計画表（集合物動産譲渡担保）】記載の集合物動産譲渡担保権に係る更生担保権は、その確定更生担保権額を同表記載のとおり分割弁済する。
第４節　売掛金債権を目的とする集合債権譲渡担保権に係る更生担保権
（確定債権）
１件　726,693,328円
別表８－４整理番号１
（債権者数）　１名
【別表８－４更生担保権弁済計画表（集合債権譲渡担保）の整理番号１】記載の売掛金債権を目的とする集合債権譲渡担保権に係る更生担保権は、確定更生担保権額のうち228,119,076円を更生計画認可決定確定日において免除し、免除後の金額を別表８－４の整理番号１記載のとおり弁済する。